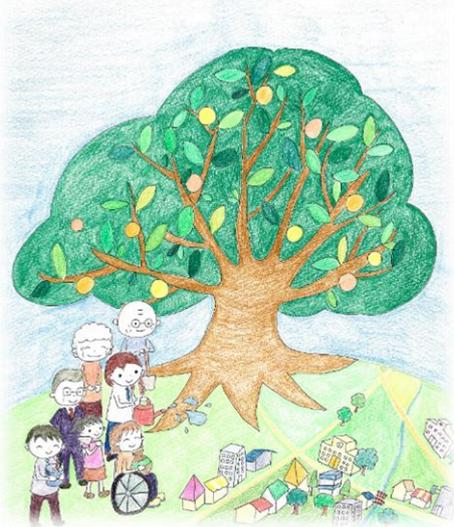


第一次

概要版

山陽小野田市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画



SMILE CITY
Sanyo noda



平成31年(2019年)1月

山 陽 小 野 田 市

山陽小野田市社会福祉協議会

計画の趣旨

これまでも国や県、本市は分野ごとの社会福祉制度の充実を図ってきましたが、人口構造の変化やライフスタイルの多様化などの要因により、よりきめ細やかな対策が求められる福祉ニーズに対し、従来どおりの福祉の取組だけでは対応が難しい状況になってきました。

そういった状況を踏まえ、拡大する福祉ニーズに対し、「自助」「互助」「共助」「公助」の四つの仕組みを組み合わせ対応していく必要があります。

市の最上位計画である第二次山陽小野田市総合計画に「住みよい暮らしの創造」の基本理念を掲げ、「協創」によるまちづくりを推進しています。

福祉分野においても、「協創」の観点を念頭に、第二次山陽小野田市総合計画の基本目標の一つである「子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～」を実現するために「第一次山陽小野田市地域福祉計画・山陽小野田市地域福祉活動計画」を策定することとしました。

計画の概要

● 計画の位置付け

山陽小野田市地域福祉計画

第二次山陽小野田市総合計画（平成30年度（2018年度）～平成41年度（2029年度））を最上位計画とし、福祉分野の上位計画として位置付けています。第二次山陽小野田市総合計画では、基本目標の一つに「子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～」を掲げ、その実現に向けて、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の理念や仕組みをつくる行政計画です。

山陽小野田市地域福祉活動計画

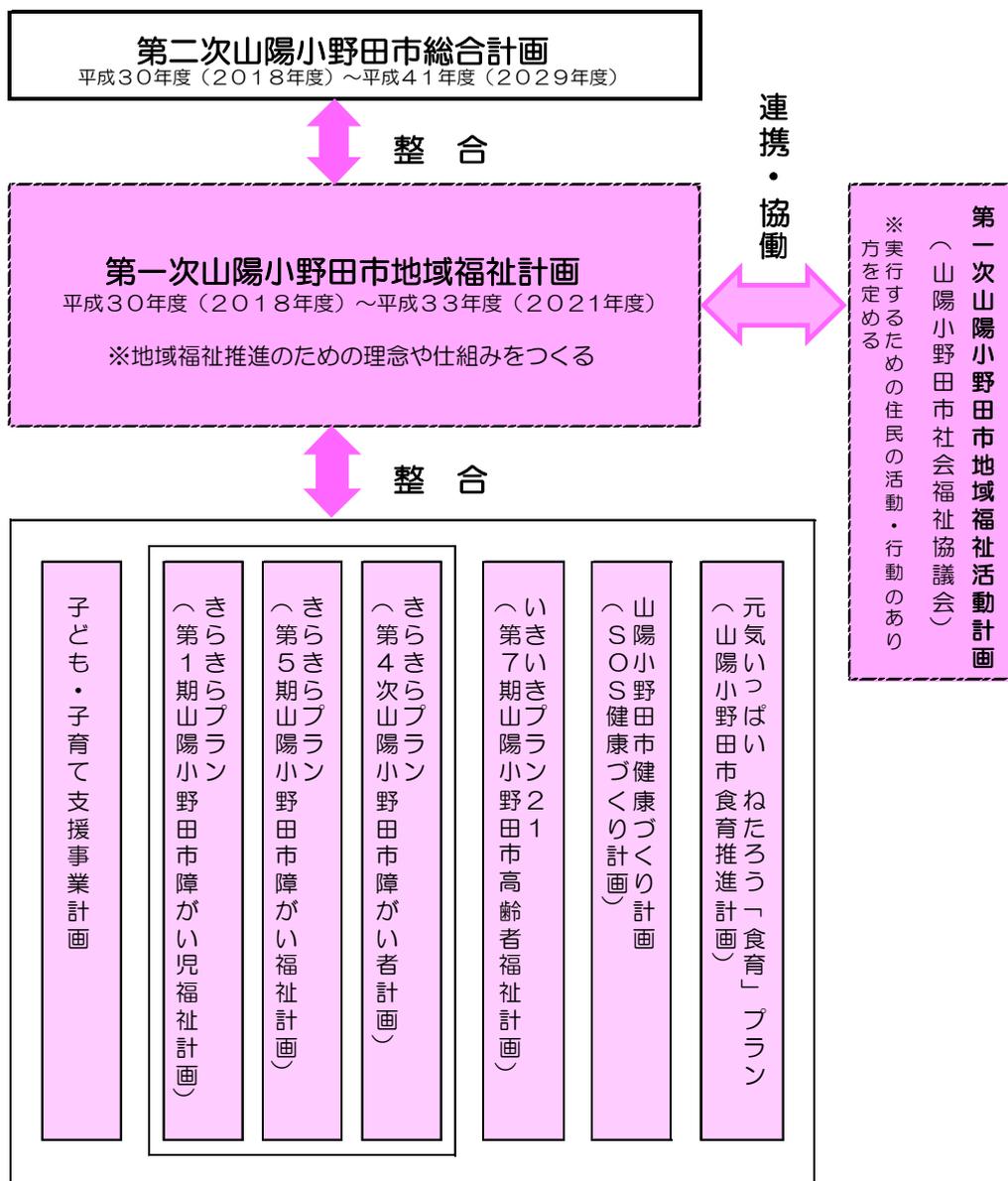
社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会が活動計画として策定し、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

二つの計画は密接な関係にあり、一体となって策定することにより、行政・住民・地域福祉活動団体・ボランティア・事業所など地域にかかわるものの役割や協働が明確化され実行性のある計画となります。

● 計画の期間

平成30年度(2018年度)～平成33年度(2021年度)までの4年間です。

● 総合計画や個別計画等の関係



計画の基本的な考え方

● 基本理念

全ての市民で地域福祉を推進していくために本計画の基本理念を以下のように決めました。

誰もが安心して暮らし続けることができる
我が事・丸ごとの福祉のまちづくり

● 基本目標・施策・取組

計画推進には、住民・関係機関・行政等が連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働で取り組んでいくことが重要です。

住民の役割

支援の「支え手」「受け手」にかかわらず、一人ひとりが自らの地域を知り、地域で起こっているさまざまな課題を地域において解決するための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、地域福祉活動やボランティア活動などに積極的に参画するように努めます。

行政の役割

地域や地域住民の地域福祉活動に対する積極的な支援をするとともに、地域住民・市社会福祉協議会・関係機関等と協働で地域福祉に取り組めます。

社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進するさまざまな団体・組織のコーディネーター役になるとともに、行政をはじめ、地域住民・ボランティア・福祉関係団体等の協働体制をつくり、地域福祉を推進する旗振り役として、中核的な役割を果たします。

地域福祉推進のための取組

「住民や地域」「行政」「市社会福祉協議会」のそれぞれの役割を明示し、協働で取り組むことで基本目標の達成を目指します。

基本目標 1 地域福祉を育むひとづくり

一人ひとりの福祉意識が地域福祉の大きな推進力となります。人々が心身ともに健康で充実した生活を送り、地域福祉に対する理解を深めながら積極的に地域福祉に参画してもらうことを目指します。

施策 1 地域福祉の担い手の確保

取組① 福祉意識の醸成

- 【住民】自分が住む地域（隣近所・自治会・校区）に関心を持ちます。
- 【行政】地域や市社会福祉協議会と連携し、福祉教育の推進を図ります。
- 【社協】地域に呼びかけ、出前講座やボランティア体験等を実施し、「福祉でまちづくり」の意識の醸成を図ります。

取組② 地域福祉活動への参加促進

- 【住民】あいさつや声かけをします。
- 【行政】地域や市社会福祉協議会が行う地域福祉活動を支援します。
- 【社協】自治会長、民生委員・児童委員、福祉員の三者が協力して福祉活動を推進できるよう三者交流会の充実に努めます。

取組③ 地域のリーダーや福祉にかかわる人の育成

- 【住民】自治会長、民生委員・児童委員、福祉員等地域で中心となって活動している人の役割を理解します。
- 【行政】出前講座やワークショップ等を開催し、地域課題に対する解決力のスキルアップを図ります。
- 【社協】福祉員を各自治会に1人以上配置し、福祉活動者としてスキルアップできるよう支援します。



施策2 ボランティア活動の推進

取組① ボランティアへの参加促進

- 【住民】 ボランティア活動に興味を持ち、積極的に参加します。
- 【行政】 ボランティア意識を醸成し、活動への参加意識の向上を図ります。
- 【社協】 ボランティア養成講座、学生ボランティア会議、イベント型ボランティア活動促進事業等を実施し、市民ボランティアに関する意欲の向上と参加促進を図ります。

取組② ボランティアの体制づくりと支援

- 【住民】 各ボランティア団体が協力・連携します。
- 【行政】 ボランティア団体を支援する体制を整備します。
- 【社協】 ボランティア連絡協議会等と連携して、ボランティア活動の推進・展開を図り、ボランティア活動が行いやすい環境づくりに努めます。

施策3 健康づくりの推進

取組① 健康づくりの充実

- 【住民】 健康増進に役立つ事業に参加します。
- 【行政】 「自分の健康は、自分で守る」という意識の定着を目指します。
- 【社協】 「いきいき介護サポーター事業」を実施し、介護予防に取り組むサポーターの増加及び活動内容の充実に努めます。

取組② 保健サービスの充実

- 【住民】 保健サービスを利用し、病気の予防や早期発見に努めます。
- 【行政】 保健・医療・福祉の連携を図りながら地域に密着した保健体制の強化を進めます。
- 【社協】 住民や行政と連携し、早期に保健サービスが適切に受けられるように「どうしちよるネット^{*}」等による見守り体制の推進に努めます。



基本目標2 支え合いの地域づくり

見守り活動は行政や市社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、福祉員等が中心となり行っていますが、見守り活動は地域の支え合いが大切です。地域の支え合いは、防災や子育て支援等にも力を発揮します。「支える」ではなく「支え合い」の地域づくりを実現します。

施策1 支え合い活動の推進

取組① 住民主体の活動の推進

【住民】あいさつや声かけをします。

【行政】住民主体の活動を支援します。

【社協】住民が自主的にお互いを見守り支える地域づくりを推進します。

取組② 地域福祉関係団体の連携強化

【住民】自治会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、保護司、老人クラブ等の活動を理解し、参加や協力をします。

【行政】地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員等の地域の多様な団体の活動を支援します。

【社協】地区社会福祉協議会・地区福祉員の会・民生児童委員協議会・老人クラブ・社会福祉法人・行政等と連携し、福祉に関する情報の共有や課題解決策の考案に努めます。

施策2 安心安全な地域づくり

取組① ユニバーサルデザインとバリアフリーの普及

【住民】ユニバーサルデザインやバリアフリーに関心を持ちます。

【行政】ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

【社協】福祉教育を通じてユニバーサルデザインやバリアフリーの必要性や理解を広めます。

取組② 災害時の支援体制の整備

【住民】あいさつや声かけを積極的に行い、日常の支え合いを強化します。

【行政】災害時に備えたネットワークづくりに努めます。

【社協】災害ボランティアセンターの設置・運営について行政と連携し、災害ボランティアセンターマニュアルに沿った運営を行います。



◀サポートマーク

あいサポート運動シンボルマーク▶



基本目標3 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

近年、福祉課題は複雑化・多様化し、よりきめ細やかな福祉サービスの提供が求められています。福祉サービスのニーズを早期に発見し、適切なサービスへとつなげていくための相談支援体制の整備・充実を図るとともに、関係機関や地域住民の相互連携を強化します。

施策1 良質な福祉サービスの提供

取組① 福祉ニーズの把握

【住民】地域の困りごとを気かけます。

【行政】本計画の策定やその他行政計画の策定にあたり、市民アンケートや各種意識調査、パブリックコメント*等を実施します。

【社協】三者交流会や福祉員の会連絡協議会等の地域福祉活動者が集まる場を通じて、ニーズの把握に努めます。

取組② 福祉サービスの充実

【住民】地域の困りごとは協力して助け合います。

【行政】地域からの要望や意見を課題として解決に取り組みます。

【社協】住民や行政等と地域の課題を共有し、必要なサービスの充実に努めます。

施策2 支援体制の充実

取組① 情報提供・相談体制の充実

【住民】地域の人と気軽に相談できる関係を築きます。

【行政】広報紙やホームページ、メール配信等でわかりやすい情報提供に努めます。

【社協】広報誌「かけはし」やホームページ等を通じ、福祉総合相談事業や各種相談支援事業の情報発信に努めます。

取組② 包括的な支援体制の整備

【住民】見守りが必要な人を、近所の人や自治会長、民生委員・児童委員、福祉員などで見守ります。

【行政】家庭訪問や来所相談、電話相談等によるサービス調整相談窓口機能を充実させるとともに、支援が必要な人の掘り起こしを行い、早期の支援に繋げるよう努めます。

【社協】福祉総合相談事業により、あらゆる相談を受け止め、寄り添い型の相談支援の実施とネットワークによる資源開発に努めます。

取組③ 権利擁護体制の充実

【住民】 地域の見守り活動により問題の早期発見に努めます。

【行政】 各種制度の利用や関係機関とのネットワークを構築して必要な支援を行います。

【社協】 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や法人成年後見人等受任事業について住民への普及啓発を図り、適切な支援が行えるよう努めます。



基本目標 4 生活困窮者支援の体制づくり

生活困窮者への適切な相談業務を行うとともに、生活の安定と自立更生を促進します。また、複合的な課題を抱えている生活困窮者に対して、行政の取組のみならず地域の理解や支援による課題の解決を目指します。

施策 1 自立を目指した支援の仕組みづくり

取組① 生活困窮者に対する自立支援

【住民】 支援が必要になったときは、早めに相談窓口を訪ねます。

【行政】 生活困窮者自立支援事業等による支援を強化します。

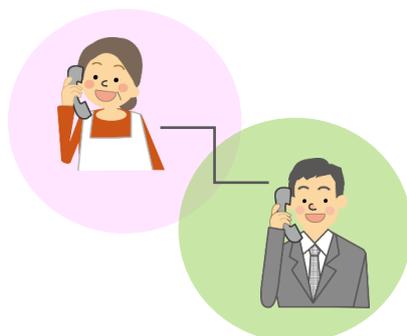
【社協】 複合的な課題を抱えた世帯への相談事を丸ごと受け止め、課題解決に向けて関係機関と連携して自立支援に努めます。

取組② 生活困窮者を支援する地域づくりの推進

【住民】 支援が必要な人がいたら相談窓口を訪ねるよう伝えます。

【行政】 地域や市社会福祉協議会、ハローワーク等と連携体制を構築します。

【社協】 生活困窮者の支援に必要とされる社会資源の創出、就労先の開拓、社会参加の場づくりを進めます



基本目標5 地域共生社会のまちづくり

地域共生社会の実現を確実なものとするために、住民の身近な圏域である地域において地域住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりを構築します。

施策1 我が事の地域づくり

取組① 「他人事」から「我が事」への転換

【住民】地域づくりを一部の人に任せるのではなく、できることから積極的に取り組みます。

【行政】「我が事」意識の醸成に努めます。

【社協】コミュニティソーシャルワーカー等が住民とともに、地域課題を検討し、我が事の世界づくりに努めます。

取組② 活動拠点の整備

【住民】地域のつながりを深める自主活動である「住民運営通いの場」や「ふれあい・いきいきサロン」を積極的に開催し、参加します。

【行政】広報紙やホームページ等で地域の活動や活動拠点を周知します。

【社協】住民が身近な地域で活動できるよう拠点づくりを支援します。

施策2 丸ごとの地域づくり

取組① 相談を丸ごと受け止める場及び機能の構築

【住民】地域の人からの相談を必要に応じて、自治会長や民生委員・児童委員、福祉員、行政等に相談し、支援につなげます。

【行政】住民に身近な圏域の中で、住民が直面している、あるいは気づいている課題に対して「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」、相談する先がわからない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止める機能の構築を目指します。

【社協】福祉総合相談事業により、あらゆる相談を受け止め、寄り添型の相談支援の実施に努めます。

取組② 地域生活課題に対する解決策の検討と推進

【住民】自治会等で地域生活課題について話し合います。

【行政】ワークショップ等で住民が地域生活課題について話し合う場を設けます。

【社協】地区社会福祉協議会と連携し、住民が主体となって地域生活課題の解決に計画的に取り組めるよう小地域福祉活動計画の策定の推進に努めます。

目標指標

施策の進捗がわかりやすいよう、数値で目標を表しています。

目標値は、事業を進めるに当たっての努力目標であり、今後の事業の進め方や予算措置を拘束するものではありませんが、施策の進捗状況を図る指標として活用します。

指 標	現状値 平成 29 年度 (2017 年度)	目標値 平成 33 年度 (2021 年度)
地域福祉に関する出前講座	1,116 人	1,300 人
意思疎通支援者	38 人	47 人
福祉活動ボランティア団体登録数及び人数	70 団体 2,100 人	80 団体 3,000 人
介護支援ボランティアの登録者数	201 人	240 人
健康寿命	平成 27 年度 (2015 年度) 女性 83.45 歳 男性 79.29 歳	延伸させる
介護予防応援隊養成者数	73 人	152 人
がん検診受診率	9.0%	13.0%
ファミリーサポートセンター会員数	353 人	400 人
見守りネットさんようおのだ登録者数	510 人	550 人
あんしんキット設置者数	1,577 人	1,800 人
どうしちよるネット加入者数	500 人	600 人
公共施設の思いやり駐車場の施設設置数	39 施設	45 施設
地域の防災体制の満足度	平成 27 年度 (2015 年度) 48.8%	55.0%
小・中・高校における福祉教育の実施数	5 回	10 回
福祉・保健サービスや相談体制の満足度	平成 27 年度 (2015 年度) 48.4%	55.0%
三者交流会の出席率	69.8%	80.0%
コミュニティソーシャルワーカーの数	0 人	5 人
福祉総合相談事業の相談件数	514 件	600 人

指 標	現状値 平成29年度 (2017年度)	目標値 平成33年度 (2021年度)
民生委員・児童委員の訪問回数	27,954 回/年	28,000 回/年
就労自立給付金を支給した世帯数	8 世帯/年	10 世帯/年
就労支援事業を利用した就職者数	33 人/年	29 人/年
自立相談支援機関の相談者数	143 人	300 人
住民運営通いの場の設置数	51 か所	85 か所
福祉センター・福祉会館の利用者数	36,059 人/年	40,000 人/年
ふれあい・いきいきサロンの設置数	61 か所	80 か所
地域の雰囲気やイメージの満足度	平成27年度 (2015年度) 50.1%	55.0%
小地域福祉活動計画の策定数	0 地区	5 地区
地域公益活動推進協議会の設置	未設置	設置



山陽小野田市 福祉部 社会福祉課

〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

電話：(0836) 82-1174 FAX：(0836) 81-5695



社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会

〒756-0814 山口県山陽小野田市千代町一丁目2番28号

電話：(0836) 81-0050 FAX：(0836) 81-0057